

防大管第780号

平成4年8月31日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

大隊における武器等の保管及び取扱いについて（通達）

改正	平成8年6月11日防大管第560号	平成12年4月1日防大総第339号
	平成19年1月9日防大総第7号	平成19年4月2日防大総第529号
	平成22年4月1日防大総第477号	平成30年3月14日防大総第269号
	令和2年10月26日防大訓第1593号	

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目的

この通達は、防衛大学の物品管理に関する達（平成21年防衛大学校達第5号）（以下「達第5号」という。）及び武器等の保管及び取扱いに関する達（平成4年防衛大学校達第19号）（以下「達第19号」という。）に基づき、大隊における武器等の保管及び取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

大隊武器庫（以下「武器庫」という。）に保管する武器等の保管及び取扱いについては、達第5号及び達第19号に定めるもののほか、この通達によるものとする。

3 首席指導教官

首席指導教官は、供用された武器等の保管及び取扱いの責任を有するものとする。また、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大隊武器係幹部正・副（以下「武器係幹部」という。）の指定に関する事
と。
- (2) 武器庫に係る業務を補佐する付曹（以下「武器係曹」という。）の指定に
関すること。
- (3) 武器庫に係る業務を補助する学生（以下「武器係学生」という。）の指定
に関する事。

4 大隊物品供用官

大隊物品供用官は、大隊に供用された武器等の保管及び取扱いについて、次の各号に掲げる業務を行い、首席指導教官を補佐する。

- (1) 手入用資器材の供用に関する事。
- (2) 武器等に関する諸記録及び報告に関する事。
- (3) 武器係幹部、武器係曹の業務の指導に関する事。

5 大隊武器係幹部

- (1) 武器係幹部は、首席指導教官が武器庫ごと大隊に所属する次席指導教官、指導教官のうちから指定する。
- (2) 武器係幹部は、大隊に供用された武器等の保管及び取扱いについて、次の各号に掲げる業務を行い、大隊物品供用官を補佐する。
 - ア 武器庫の開閉及び鍵の保管に関する事。
 - イ 武器等の点検に関する事。
 - ウ 武器等の整備に関する事。
 - エ 大隊の指導教官及び首席指導教官付の指導に関する事。
 - オ 学生に対する指導に関する事。

6 武器係曹

- (1) 武器係曹は、首席指導教官が大隊に所属する首席指導教官付のうちから指定する。
- (2) 武器係曹は、次の各号に掲げる業務を行い、大隊物品供用官及び武器係幹部を補佐する。
 - ア 武器等の点検に関する事。
 - イ 武器等の整備に関する事。
 - ウ 武器等の諸記録及び保管に関する事。
 - エ 武器手入れ資器材の供用、整備に関する事。
 - オ 学生に対する指導に関する事。

7 大隊当直

大隊当直は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 武器係幹部不在時の日日点検の実施に関する事。
- (2) 武器係幹部の勤務時間終了以後における武器庫の鍵の保管に関する事。
- (3) 武器係幹部の勤務時間終了以後における武器庫の開閉に関する事。
- (4) 課業時間外における学生に対する指導に関する事。

8 武器係学生

- (1) 武器係学生は、首席指導教官が大隊に所属する学生のうちから武器庫ごと指定する。
- (2) 武器係学生は、次の各号に掲げる業務を行い、武器係幹部、武器係曹及び大隊当直を補助する。
 - ア 武器庫開放の補助に関すること。
 - イ 武器庫開扉時の監視の補助に関すること。
 - ウ 武器等の整備の補助に関すること。

9 小火器の保管

- (1) 大隊に供用された小火器及び一時借用した小火器は、武器庫に施錠して保管する。
- (2) 使用者が指定されていない小火器は予備銃として、訓練課武器庫に預託を基準とする。

予備銃の授受に際しては、予備銃等授受簿（別紙様式第1）を使用する。
- (3) 預託する前の予備銃を使用する場合は、予備銃等使用記録簿（別紙様式第2）をもって行う。
- (4) 校外訓練等により武器庫に保管できない場合は、当該訓練等を担当する教官（訓練隊が編成される場合は当該訓練隊長）が指定した場所に保管する。

10 武器庫の開閉

武器庫の開閉は、達第19号第3条第2項及び第3項により指名する職員（以下「開閉責任者」という。）が行う。

11 武器等の搬出搬入

- (1) 武器等の搬出搬入は、開閉責任者を含む2名以上で実施し、出納を確認するものとする。
- (2) 武器等の搬出搬入に当たっては、実施の都度、武器等保管現況表（達第19号別紙様式第3）及び武器庫点検表（達第19号別紙様式第2）に所要事項を記入し、武器等の搬出搬入状況を明確にする。

12 武器庫等の鍵の取扱い

- (1) 武器庫の入口の開閉のために常用する鍵及び次項に規定する保管箱の鍵（以下「武器庫等の鍵」という。）は、勤務時間中は武器係幹部又は首席指導教官の指名する職員中2名が、勤務時間終了後は大隊当直及び学生隊当直が、それぞれを携行し分散管理する。
- (2) 小火器の施錠の措置のために常用する鍵は、武器庫内に設置した保管箱に保管する。
- (3) 武器庫等の鍵は、鍵授受簿（達第19号別紙様式第1）により出納する。
- (4) 武器庫の入口の開閉及び小火器の施錠の措置のための予備鍵は、大隊物品供用官が保管する。

13 武器庫内の掲示

武器庫内には、次の各号に示す事項を掲示する。

- (1) 達第 19 号第 10 条に規定されているもの。
- (2) 武器等の配置図

14 点検

- (1) 点検区分は、点検基準（別紙第 1）に基づき実施し、達第 19 号で示す武器庫点検表により、管理上必要な事項を記入する。
- (2) 銃を使用又は手入れ等により銃架から取り出した者は、銃架に銃を格納する際に、異常の有無を点検する。
- (3) 武器係幹部・大隊当直又はその指名する職員は、銃の搬出入が行われた場合、格納後直ちに小銃搬入時点検項目（別紙第 2）に基づき、異常の有無を点検する。

15 備付け簿冊

武器等の管理に必要な簿冊は、別紙第 3 のとおりとする。

16 その他

細部実施要領については、訓練部長の定めるところによる。

別紙様式第2

予備銃等使用記録簿

連番	所属(小隊)	学年	氏名	使用武器	番号	開始日時	許可印	終了日時	異状の有無	確認印	備考
1				銃・銃剣					有・無		
2				銃・銃剣					有・無		
3				銃・銃剣					有・無		
4				銃・銃剣					有・無		
5				銃・銃剣					有・無		
6				銃・銃剣					有・無		
7				銃・銃剣					有・無		
8				銃・銃剣					有・無		
9				銃・銃剣					有・無		
10				銃・銃剣					有・無		
11				銃・銃剣					有・無		
12				銃・銃剣					有・無		
13				銃・銃剣					有・無		
14				銃・銃剣					有・無		
15				銃・銃剣					有・無		

別紙第1

点 検 基 準

点検区分	実施者	時期	備考
期 末 点 検	大隊首席指導教官	四半期1回	
月 末 点 検	大隊物品供用官 (大隊付指導教官)	月1回	
日 々 点 検	武器係幹部又はその指名 する職員及び大隊当直	日2回 休養日等は1回	大隊当直と武器係幹部間 (申し受け・送り時)、 大隊当直間(上下番時)
随 時 点 検	供用官又は武器係幹部	随 時	
搬出入点検	開閉責任者	搬出入の都度	

小銃搬入時点検項目

89式5.56mm小銃



照星

ねじ込みが緩んで脱落

射撃時に調整する場合に緩む危険性あり



規整子

ねじ込みが緩んで脱落

中(穴2)の位置で格納



切換えレバー、
ダストカバー及び槓桿

カバーはバネが無ければ閉鎖不能

レバーは3の位置で格納



スライド止め部及び切換え軸

スライド止め部が無ければ開放状態
で固定不能

切換え軸は右側で確認していれば
点検不要

64式7.62mm小銃



剣止め及び規整子

規整子はねじ込みが緩んで脱落

剣止めは分解結合時に逆向きに組む場合あり

規整子は中の穴位置で格納



切換え軸部

分解結合時に不完全な状態で組む危険性

「夕」の位置で撃発して格納



ピストン桿止め用はねピン

正しく挿入されてなければピストン
槓止めが固定されていない危険性

別紙第3

備 付 け 簿 冊

行政文書	記録責任者	保管責任者	記録・保管 補助者	備付場所	様 式
武器供用簿	大隊物品供用官		武器係曹	大隊事務室	物管訓令別記第7号様式
履歴簿					陸自整備規則別紙第3
武器物品管理証書 (供用・返納票)					物管訓令別記 第9・10号様式
予備銃等授受簿					別紙様式第1
予備銃等使用記録簿					別紙様式第2
作業要求書					達第19号別紙様式第5
武器庫鍵授受簿	武器係幹部ま たは大隊当直	武器係幹部	武器係幹部の 指名する職員	中隊事務室	達第19号別紙様式第1
武器庫点検表					達第19号別紙様式第2